

川俣町小規模修繕工事契約希望者登録要領

1 目的

町が発注する小規模な修繕について、町の入札参加資格審査申請が困難な町内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって町内経済の活性化を図ろうとするものである。

2 登録できる者

川俣町内に主たる事業所を置く者（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。）

3 登録できない者

- (1) 川俣町内に主たる事業所を置かない者
- (2) 成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (4) 公共事業発注の相手方として不相当と認められる者

4 登録の方法

- (1) 登録の受付時期は、西暦の奇数年の9月の定められた期間とする。
- (2) 登録受付は、財政課公有財産係で行う。
- (3) 登録申請は、申請書持参方式とし、郵送による申請は認めない。

5 登録の有効期間

受付年の10月1日から2年間とする。

6 登録者の取り扱い

町は、必要と認める添付書類の提出を求めて申請書の簡単な審査を行い、川俣町小規模修繕工事契約希望者登録名簿に登載し、庁内に公開するとともに、一般にも公開して該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。なお、川俣町入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登録されている業者は自動的に本制度に登録されたものとみなす。

7 対象となる契約

この登録に際し、法令の定めにより登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査とするため、選定の対象となる修繕に係る契約は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの。
- (2) 契約金額が50万円未満の小規模な修繕

8 契約保証金

この制度による契約締結に際しては、契約保証金を免除する。

9 登録の変更等の届け出

この制度の登録業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、文書により届け出なければならない。

- (1) 住所又は所在地及び電話番号等を変更したとき。
- (2) 氏名又は法人名称及び代表者を変更したとき。
- (3) 廃業等により営業ができないとき。
- (4) 登録を辞退したいとき。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。